

平成 25 年 3 月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、深度ある審査を行うため、各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

平成 25 年度の有価証券報告書レビューのうち、「法令改正関係審査」を実施した結果は、以下のとおりです。

1. 審査対象

平成 25 年 3 月 31 日を決算日とする全ての有価証券報告書の提出会社（2,788 社）。

2. 審査内容及び審査方法

平成 24 年 3 月 30 日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という。）及び「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（以下「開示ガイドライン」という。）が改正され、有価証券報告書のうち「役員の状況」及び「コーポレート・ガバナンスの状況」における社外取締役及び社外監査役（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員に該当する社外取締役又は社外監査役をいう。以下同じ。）に関する記載内容について明確化等が図られました。

この改正された記載内容について、有価証券報告書の提出会社に調査票の提出を求め、財務局等において審査を実施しました。

3. 審査結果

財務局等で審査を行った結果、記載すべき事項が記載されていない事例（計 65 社、96 件）や、記載内容が一部分だけであったり、包括的な記載のみで具体的な内容に欠けているなど、記載内容が不十分な事例（計 13 社、18 件）が確認されました（重複：計 5 社）。これらの提出会社に対しては、有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう要請し、73 社全てから訂正報告書が提出されています。

個別の調査結果と調査を踏まえた記載上の留意点は、以下のとおりです。

1. 役員の状況

役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合に、その旨を欄外に注記していない事例があった。（計 5 件）

（留意点）役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記する必要があります（開示府令第三号様式記載上の注意(36)g）。定時株主総会等で新たに社外取締役及び社外監査役が選任された場合には、記載漏れがないよう注意

して下さい。

2. コーポレート・ガバナンスの状況

- (1) 社外取締役又は社外監査役を選任している場合に、その員数を記載していない事例があった。(計1件)

(留意点) 社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、その員数を記載する必要があります。(「開示府令第三号様式記載上の注意(37)において準用する同府令第二号様式記載上の注意(57)a(c)」)。以下「開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c)」という。)

- (2) 提出会社と社外取締役又は社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係(以下「利害関係」という。)について、記載していない事例(計5件)や、記載が不十分な事例(計3件)があった。

(留意点) 提出会社と社外取締役又は社外監査役との利害関係には、当該社外取締役及び社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又はあった場合における当該他の会社等と提出会社との関係も含まれます。(開示ガイドライン5-19-2)

また、利害関係の記載に当たっては、本邦の金融商品取引所に上場する有価証券の発行者に対し、当該取引所が開示を求める社外取締役又は社外監査役の独立性に関する事項を参考とすることができます。(開示ガイドライン5-19-3)

- (3) 社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割について、記載していない事例(計8件)や、記載が不十分な事例(計4件)があった。

(留意点) 企業統治体制は多様であり、提出会社の実態に即して、具体的に投資者に分かりやすく記載することが必要です。(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c))

なお、社外取締役又は社外監査役の「機能及び役割」については、重複する内容をまとめて記載することも考えられます。(平成22年3月31日公表「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方55)

- (4) 社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針がない場合に、その旨を記載していない事例があった(計35件)。

(留意点) 社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針がない場合には、当該基準又は方針がない旨を記載する必要があります。(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c))

また、社外取締役又は社外監査役の選任に当たり、独立性に関する基準又は方針はないが、参考とする基準又は方針がある場合には、「基準又は方針はないが、選任にあたっては〇〇を参考としている」旨を記載するとともに、その参考としている基準等の内容を記載することになります。(平成24年3月30日公表「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等に対するパブリックコメントの結果等について コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方1)

(5) 社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方について、記載していない事例(計15件)や、記載が不十分な事例(計4件)があった。

(留意点) 提出会社の社外取締役又は社外監査役について、提出会社の実態に即して、その選任状況に関する考え方を、具体的に、かつ、分かりやすく記載する必要があります。(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c))

(6) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、記載していない事例(計13件)や、記載が不十分な事例(計4件)があった。

(留意点) 内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係については、提出会社の実態に即して具体的に、かつ、分かりやすく記載する必要があります。(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c))

(7) 社外取締役又は社外監査役を選任していない場合に、その旨を記載していない事例があった(計7件)。

(留意点) ①社外取締役及び社外監査役を選任していない場合には、両者を選任していない旨の記載が必要であり、②社外取締役又は社外監査役のいずれかを選任していない場合には、選任していないケースに応じて、社外取締役を選任していない旨、又は社外監査役を選任していない旨の記載が必要です。(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c))

(8) 社外取締役又は社外監査役を選任していない場合に、それに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を記載していない事例(計7件)や、記載が不十分な事例(計3件)があった。

(留意点) ①社外取締役及び社外監査役を選任していない場合には、両者に代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由、②社外取締役又は社外監査役のいずれかを選任していない場合には、選任していないケースに応じて、社外取締役に代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由、又は社外監査役に代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由について、具体的に記載する必要があります。
(開示府令第二号様式記載上の注意(57)a(c))

以 上